

■ 募集要項

1、助成の対象となる団体

当事者団体*並びに障がい者分野の関係団体であること。

*「当事者団体」とは、障がい者本人及びその家族が、会員もしくは役員の過半数以上を占める団体とします。

*「障害」の概念は、世界保健機関が示した範囲（ICF）に準ずる。

2、助成の対象となる事業

日本国内における、障がい者（児）とその家族を支援する事業、リハビリテーションの発展に寄与する事業が対象となります。

3、助成の対象とならない事業

- 営利を目的とした事業。
- 活動の主たる部分を外部委託する予定がある事業。
- 第三者に資金交付することを目的とした事業。
- 本会から通年3回（3年）の助成を受けている団体の事業。

4、助成金額

1団体あたり上限 20万円です。

※助成金を受け取る際には、団体または法人の銀行口座が必要です。

5、助成対象となる経費

旅費・交通費、備品消耗品費、印刷物等制作費、通信費、会場費、講師等謝金、その他必要経費

6、助成対象とならない経費

- 申込団体に所属する者への人件費並びに講師料等の謝金
- 活動団体事務所等の家賃・光熱費・通信費等
- 恒常的に使用する備品購入費（パソコン、コピー機、プリンター等）
- その他、事業に直接関係のない費用

7、助成対象となる事業実施期間

2025年5月1日（木）～2026年2月28日（土）

※2026年3月31日（火）までに「助成事業実績報告書」の提出が必要です。様式書類は採択時にお送りします。

8、申請受付期間

2024年12月2日（月）～2025年2月13日（木）（必着）

9、申請方法

実施要綱を熟読し、助成交付申請書と要望額調書に必要事項を記入のうえ、事務局宛に郵送してください。



実施要綱



助成交付申請書（様式第1号、付表1、2）



要望額調書（収支予算書）（様式第2号）

10、申請後、審査～助成金振込みまでの流れ

①審査及び助成団体決定の通知

本会にて厳正なる審査を行い、助成団体を決定します。採択された団体には、3月14日（金）までに決定を通知します。

②要望額調書の修正依頼及び助成金額の決定

助成決定の通知を受け取った団体のうち、【要望額調書（収支予算書）：様式第2号】について、本会から修正依頼を受けた団体は、本会の指示に従って内容を修正後、以下の期日までに再提出してください。

要望額調書（収支予算書）修正〆切 2025年3月31日（月）

本会にて要望額調書（収支予算書）を精査し、助成金額を決定します。結果は4月中旬までに通知します。

③助成金額の決定を受けましたら団体の口座情報をご登録いただきます。その後ご指定の口座へ助成金をお振込みいたします。

※注意事項

一部又は全ての事業が中止となった場合は、助成金を返還いただく場合がございますので、速やかに本会へ申し出てください。

11、スケジュール



※通年3回（3年）まで助成を受けることが可能です。連続で申請される場合は、事業実施中でも申請受付期間に次年度分を申請してください。

12、お問合せ・送付先

【住所】

〒106-0032

東京都港区六本木七丁目11番10号

公益社団法人 日本理学療法士協会 企画部 広報企画課 宛

【お問い合わせ】

電話：03-6804-1422

メール：news@japanpt.or.jp